様式第8号（第28条関係）

保　留　地　売　買　契　約　書

伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業　施行者伊勢崎市　代表者　伊勢崎市長

　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）

とは、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第９６条第２項の規定により生じた保留地の売渡

しについて、次の条項により売買契約を締結する。

第１条　甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第２条　甲は、末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）を、金

円（１平方メートル当たり　　　　　　　　　　　　　円）で乙に売り渡すものとする。

第３条　乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金

円を甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

２　前項の契約保証金には、利子を付さない。

３　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

４　甲は、第１０条第１項の規定により本契約を解除したときは、第１項の規定により納入された契約保証金は、甲に帰属する。

第４条　乙は、第２条の売買代金を　　　　年　　月　　日までに甲に支払うものとする。

２　分割納入の場合は、次のとおりとする。

　支払期日　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの　　回分割払い

３　前条の契約保証金は、売買代金に充当することができる。

第５条　甲は、前条により売買代金を受領したときは、遅滞なく本件土地の受領書を徴して乙に引き渡すものとする。

２　乙は、前項により本件土地の引渡しを受けたとき、又は甲の承認を受けたときは、当該土地を使用し、収益することができる。

３　前項によって定めた日以後は、管理上の責任は、乙に移転する。また、公租公課その他一切は、乙の負担とする。

第６条　乙は、本契約を締結した後において、本件土地に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額免除若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から２年以内に甲に対して協議を申し立てることができるものとし、乙は協議に応じるものとする。

第７条　本件土地について画地確定出来形確認測量により地積に増減があったときは、その増減した地積に応じ第２条の単価により算出した金額をもって清算するものとする。（この場合に生じた徴収金又は還付金については、利息を付さないものとする。また、１００円未満の端数は、切り捨てるものとする。）

第８条　甲は、本件土地に土地区画整理事業に要する費用は賦課しないものとする。

第９条　本件土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第１０７条第２項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後は、甲が行うものとし、登記に要する諸費用は、乙の負担とする。

第１０条　乙が保留地処分の規則に違反したとき、又は本契約を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により、本契約を解除したときは、乙は、本件土地を原状に回復して甲に返還しなければならないものとする。

３　前項の規定により、本件土地の返還があった後は、甲は、乙が支払った売買代金から違約金として徴する売買代金１００分の５に相当する額を控除した残額を返還するものとする。

４　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

５　本契約を解除することにより、乙が損害を受けても、甲は、その責めを負わないものとする。

第１１条　本契約に要する費用は、乙の負担とする。

第１２条　本契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　年　　　月　　　日

甲　伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　伊勢崎市

代表者　伊勢崎市長　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

土　地　の　表　示

|  |  |
| --- | --- |
| 街区番号 | 街区 |
| 保留地番号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 保留地地積 | 平方メートル |